

平成 20 年度大磯町教育委員会第 3 回臨時会会議録

1. 日 時 平成 20 年 11 月 17 日 (月)
開会時間 午前 9 時 00 分
閉会時間 午前 11 時 30 分
2. 場 所 大磯町役場 4 階委員会室
3. 出席者 清 田 義 弘 委員長
澤 愛 子 委員長職務代理者
原 田 義 彦 委員
石 塚 洋 委員
福 島 睦 恵 教育長
二挺木 洋 二 教育次長
林 正 人 学校教育課長
和 田 勝 巳 生涯学習課長
山 口 章 子 図書館長
瀬 戸 克 彦 学校教育課総務施設班主査
高 橋 正 寿 学校教育課総務施設班主事
4. 傍聴者 2 名

(開 会)

出席委員が 5 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により臨時会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第 14 条及び第 19 条の規定により傍聴を許可。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

議案第 18 号 大磯町立生沢プールの廃止に伴う新たなプール整備の要望書について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

生涯学習課長) 生涯学習課の和田でございます。議案第 18 号につきまして、ご説明させていただきます。

大磯町立生沢プールの廃止に伴う新たなプール整備につきましては、教育委員会事務局に設置いたしました検討会からの報告書を基に、社会教育委員会議への諮問を行いました。社会教育委員会議からは、新たなプール整備にあたっては学校水泳の実態をふまえ、本町の子ども誰もが泳げるようになるために、国府小学校内に学校プールを整備することが、最優先であるとの結論に至ったとの意見でありました。第 7 回定例会において答申をご報告し、協議をお願いいたしました。教育委員会では、新たなプー

ル整備にあたっては、一刻も早い代替プールの設置を行うとの方針のもと、児童・生徒の状況を考慮すると、国府小学校内に学校プールの新設を行うべきとのご意見をいただき、社会教育委員会議の答申は的確かつ良識的であり、現時点での実現性が最も高いものとしてご了承をいただきましたことから、定例会での協議結果を踏まえ、教育委員会より町へ行う要望につきまして、ご承認をお願いするものでございます。なお、資料といたしまして大磯町立生沢プールの廃止に伴う新たなプール整備について、諮問と答申を添付させていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

(質疑応答)

石塚委員)

生沢プールの廃止につきましては、昨年度から今年度初めにかけて教育委員会でも何度か協議を行ってまいりました。地盤沈下や高圧線の下に位置することによる健康上の問題、水漏れなどの生沢プールをとりまく現状を踏まえ、今後、修理を重ねて尚且つ心配を抱えながら生沢プールの存続をさせることについて様々な議論を重ねました。その結果、苦渋の決断としてプールの場所を変更するということが現在に至る訳であります。社会教育委員会の答申における、代替地を一刻も早く確保していただきたいとの見解は、教育委員会見解と一致したように思います。ぜひ学校プールを一刻も早く確保していただきたいと思ひます。町の財政上も生沢プールの修理費を確保するのは容易でない上、学校プール兼社会体育プールという形も求められております。建設費や建設場所、将来性等の諸問題については時間をかけて皆様の意見をお聞きし、計画を進めるべきということで、検討委員会も数回にわたって開いていただきました。その結果、学校プールを最優先として、国府小学校か国府中学校のどちらかに建設するということが考えてまいりました。幸い場所の確保はできそうです。時間をかけて場所や建設費、他校の状況等を検討していただいた結果が本日の答申であると信じておりますので、この答申に沿って一刻も早い学校プール建設を進めていただければと思ひます。また今後、社会体育プールの観点を含めて教育委員会として検討しなければなりませんし、また町としても検討していただければと思ひます。

澤委員)

石塚委員のおっしゃるとおりです。前回の定例会の時に社会教育委員会の答申を受けて、私たち教育委員会の考えとほぼ一致していると思ひますので、答申を実現できるよう、町長に要望の提出をお願いいたします。海辺の町の小中学生が泳ぐ場所が無く、泳げない子どもも多くいる実状が大きな問題であることを認識していただきたいです。文部科学省が改めて体育の重視、特に水泳関係を重視する方向であると聞いております。義務教育の学校においては、学校教育の一環として水泳ができるように、学校プールが必要であると思ひますので、確保できるようお願ひしたいと思ひます。

原田委員)

生沢プールの件については、3年間検討をしてきた結果です。また、社会教育委員会の答申を休止の際と今回で2度受けておりますし、早急に実現していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

委員長)

泳げない子どもたちもいるということですが、かつて私は平塚市の学校

にりましたが、平塚市では全校にプールがあります。そのお陰かどうかわかりませんが、比較的泳げない子どもは少ないように認識しております。近くにあってもいつでも使用できることは重要であると思っておりますので、国府小学校内に学校プールができれば良いと思っております。今年度はプリンスホテルのプールをお借りしましたが、あまり使い勝手が良くなかったと聞いております。ぜひ早期に実現していただける方向で町へ要望していただければありがたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

石塚委員) 確認をしたいのですが、生沢プールは学校プール兼社会体育プールでありました。校内に設置するわけですから学校プールが主体となりますが、7～8月にかけて一般町民の方の利用は可能となるのか、校内に設置した場合には一切一般住民の方の利用ができないのか、という心配があります。私個人としては7～8月の夏休み期間中については、有料無料は別として、一般住民の方の利用ができれば良いと思っております。

教育長) 期間等はまだ定めておりませんが、町民への開放について考えております。

原田委員) 社会体育型のプールであると認識してよろしいのでしょうか。

教育次長) 学校プールを他の学校施設と同様に、社会体育の観点から学校の施設開放する形で考えております。今後、教育委員会で代替プール建設におけるソフト面として学校開放全体を含め検討を行なっていきたいと考えております。今回、町へは整備について要望し、今後、教育委員会ではそれが実現した場合のソフト面を検討させていただければと考えております。

委員長) 前回の検討の際にも開放することは可能であると回答いただいたと理解しております。ぜひ一般開放する方向で進めていただければと思います。

石塚委員) 早期に要望するという事は、社会教育委員会の答申にも強くうたわれておりますし、教育委員会での方向付けの際にも早期にということでありましたが、完成時期はいつ頃になるのでしょうか。

教育次長) 今年の春からできるかぎり早期にということでも検討してまいりましたが、教育委員会の立場のみで述べさせていただきますと、一番早くて平成22年の夏になると考えております。しかし、下水道整備計画との関係もありますので現在調整をしております。建築確認上は何らかの排水処理を行わなければならないとなっておりますので、下水道が平成23年度早々に整備されることになっておりますので、国府小学校の建設場所も、下水道整備計画との調整が必要です。事務局としては、来年度に設計費の予算要望をしていこうと考えております。しかし、プールは完成したが、下水道の整備ができておらず使用できないということにもなりかねません。浄化槽で対応するとしても1千万円の費用がかかりますので、この問題は町と協議していきたいと思っております。

石塚委員) 生沢プールは浄化槽があったのですか。

教育次長) その当時は、浄化槽を設ける必要がなかったのだと思います。しかし、今回建築基準法の面で浄化槽はないといけないということでありました。プールで使用した水は良いのですが、シャワーやトイレで使用した水は排水となるそうです。

石塚委員) 下水の問題は初めて出てきましたが、学校プールを最優先に進めていっ

ていただければと思います。下水道計画によって学校プール建設が延びてしまうことについては心配ですね。

教育次長) 現在、月京児童館の建設が進んでおりますが、建設地のすぐ近くまで下水道が整備されているのですが、浄化槽を設置してしまったということもございまして、下水道が整備されるまでもう少し待つてはどうかとのご意見もございます。

委員長) 下水道の整備が遅れておりまして、できれば早期にという意見もありますが、町としての計画もありますので、要望してどの程度まで対応していただけるのかわかりませんが、事務局の方での働きかけをお願いしたいと思います。

その他ございませんでしょうか。それでは、質疑を打ち切りまして採決に入りたいと思います。議案第18号について原案通りで異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) それでは異議なしの声がありましたので、議案第18号、大磯町立生沢プールの廃止に伴う新たなプールの整備の要望書については、原案通り可決いたします。

教育長) 一点よろしいでしょうか。要望書の取り扱いについてですが、委員長の方から直接町長へ手渡していただくということで、よろしく願いいたします。

協議事項第1号 「大磯町課設置条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例」制定に係る協議について

協議事項第2号 大磯町スポーツ振興審議会設置条例の一部改正に係る協議について

協議事項第3号 大磯町立武道館条例の一部改正に係る協議について

委員長) 協議事項第1号、「大磯町課設置条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例」制定に係る協議について、協議事項第2号、大磯町スポーツ振興審議会設置条例の一部改正に係る協議について、協議事項第3号、大磯町立武道館条例の一部改正に係る協議については、町の組織改革に伴うものですので一括して協議したいと思います。事務局より説明をお願いします。

教育次長) 昨年度から大磯町全庁の組織の改革を検討してまいりました。この度、組織の枠組みと考え方が町から提示されましたので、本日は企画室長並びに企画室機構改革担当主幹に出席をいただきまして、内容についてご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

企画室長) 企画室長の相田でございます。

機構改革担当主幹) 同じく企画室の機構改革担当主幹の仲手川でございます。

企画室長) それでは、協議事項第1号、第2号、第3号につきまして一括ということでございましたので、資料に沿って説明させていただきます。

資料の目次を1枚おめくりいただきまして、資料1でございますが、こちらは大磯町の部を廃止して活性化させるということで、課の設置条例（案）の概要でございます。第1条といたしまして、「政策課」、「総務課」、「財政課」ほか7課を規定いたします。詳細は資料4の「大磯町行政組織図（案）」をご覧ください。そこに課が設置されておりますが、その課の種類が記載してあります。事務分掌については、それぞれの課の仕事、例えば政策課であれば政策企画や重要事務調整を行いますことを規定するものになります。第3条では委任事項を規定しております。また、附則といたしまして、この条例を設置することにより「大磯町部等設置条例」を廃止することや、各条文における文言の訂正、「部長」と記されたものを「課長」へ訂正する等の規定でございます。これが基本となる機構改革の条例（案）となります。しかしながら、次のページをご覧くださいなのですが、この機構改革は目玉が子育て支援の強化ということで、大磯町として文部科学省や厚生労働省の所管事業の枠にとらわれず、総合的に子どもたちへの教育を所管したいとするものです。それから、スポーツ振興体制の強化ということで、今まで教育委員会で行っていたスポーツに関する部分について、町長部局に移管して健康増進と合わせて町民の方へサービスの提供を目指すものでございます。このように大きな2点の改革がございます。そうしますと、単純に町長が勝手に教育委員会で所管していたスポーツ振興の仕事を町長部局へ移管したり、またその反対に町長部局で行っていた子育て支援の仕事を教育委員会へ移管したりすることはできません。法律上は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例（案）を定めまして、これからは「スポーツに関すること」を町長が管理執行いたしますということを条例として、町民の方へ詳らかにしていくのが資料2-1であります。また、資料2-2につきましては、職務権限の特例ということで、その根拠となっている第24条の2を掲載してございます。第24条の2を見ますと、第1項で「スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）」ということで、その場合は条例を定めてくださいという形になっております。また、2項で「地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない」とあります。この度、色々とお聞きさせていただいておりますが、大磯町の議会が大磯町教育委員会の意見を聴く手段をとるという意味がございまして、続きまして資料2-3ですが、大磯町スポーツ振興審議会設置条例でございます。第2条になりますが、「こちらの事項に関して教育委員会に建議する」という文言がございまして、スポーツ関係を町長部局で行うためには、「教育委員会」という部分を「町長」へ改正しなくてはなりません。同様に第4条のところでは、「教育委員会が町長の意見を聴いて任命する」とありますが、これについては「町長が教育委員会の意見を聴いて任命する」と改正する必要がございまして、資料を1枚めくっていただきまして、大磯町立武道館条例でございますが、第4条に「武道館を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない」とありますが、ここについても「教育委員会」を「町長」

へ改正させていただきたいという案となっております。

続きまして、1枚めくっていただきまして資料3の大磯町教育委員会に対する事務委任及び補助執行規則(案)の概要に移りたいと思います。第2条ですが「町長が教育委員会に委任する事務として、『保育の実施に関すること』、『放課後児童対策事業に関すること』、『子育て支援センターの管理運営に関すること』及び『子育て支援に係る企画・整備に関すること』等を規定」させていただきます。先ほど申し上げましたように、教育委員会に子育て支援関係を委ねることになりますので、町長から教育委員会へ委任させていただくという内容が第2条になります。また、補助執行につきましては第3条に規定しておりまして、事務局の職員に事務をお願いする内容となっております。「『児童福祉に係る企画及び調査』、『児童福祉法による援護に関すること』、『児童扶養手当、特別児童扶養手当に関すること』及び『小児医療費助成に関すること』等を規定する」ということで、第2条というのが子どもたちの保育に直接的に関係することを教育委員会に委任し、第3条では給付等の金銭に関することを事務局に補助執行させていただくという案となっております。また、第4条の「町長が必要に応じ、教育委員会と協議して第2条の規定により委任した事務を自ら行うことができることを規定します」や第5条の「教育委員会は、特に重要な委任事務を執行する場合、町長に協議をすることと規定します」とありますように、町長部局から教育委員会へ委任してしまったから、教育委員会が町長部局から受けたからといって縦割りに事務を執行するのではなく、第4条、第5条に基づきよく協議させていただければと考えております。

最後になりますが資料4の大磯町行政組織図の案でございます。町長に始まりまして、副町長、政策課、総務課、財政課、税務課、町民課、保険福祉課、次にスポーツ健康課がございます。健康づくり担当、スポーツ振興担当が置かれ、町民の健康増進、スポーツ振興にあたっていこうという機構改革案でございます。続きまして、環境経済課、建設課、都市計画課、会計課、消防、議会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会がありまして、教育委員会となります。教育委員会においては、子ども育成課で教育総務担当、教育指導担当をお願いするとともに、子育て支援室が置かれ、子育て支援担当として、児童福祉、母子福祉、次世代育成、児童手当、小児医療費、保育所、幼稚園、子育て支援センター管理運営を補助執行としてお願いしたいと考えております。雑駁ですが説明は以上でございます。

(質疑応答)

委員長) ただいま町企画室から町全体の組織変更、教育委員会の職務権限であったスポーツに関する事業の町部局への移管、町長の職務権限、事務委任、補助執行等について説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いいたします。

原田委員) 資料3の附則で「『大磯町教育委員会に対する事務委任規則』の廃止を規定します」とありますが、この廃止とはどういう意味なのでしょう。機構改革担当主幹) 現在、目的外使用料徴収事務等を委任している関係で、大磯町教

育委員会に対する事務委任規則というものがございます。今後、文書法制班とどのように規則をつくっていくか調整していきますが、事務規則と委任規則を別々につくる方法もございますが、今回案として提出いたしましたのは、今までの委任規則をいったん廃止し、代わりに事務委任と補助執行を合併した形で規則を作成しております。この部分については先ほど申し上げましたとおり、委任だけは教育委員会で規則をつくり、従来どおり今の委任を活かし、それに別の補助規則をつくることも考えられます。内容的には同様ですが、文書法制班と教育委員会と詰めていきたいと考えております。この案ですと、今までの委任規則をいったん廃止し、作り直す形となります。

原田委員) 今までの規則を廃止するという事なのですね。ここで規定する委任事務を廃止するという事ではないのですね。

教育次長) 委任、補助執行についてですが、今までは規則で定めないで行っていた部分があります。既に教育委員会で行ってた委任、補助執行についても合わせて明確に規則で整備できないか、よい機会ですので文書法制班に要望をしております。また教育財産の取得については、新幼稚園の財産取得について毎年度、委任事務として協議しているところですが、この点を含めた諸々についても規則を新たに定める方向で要望しております。

石塚委員) 子育て支援関係が教育委員会に移管されるということで、子育て支援体制の強化については、義務教育の文部科学省と子育て支援の厚生労働省の壁を取り払うものであり、非常に感動します。国政における各省庁の壁は、地方行政において連携を推進することで改善・解消が可能となると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。この趣旨については大賛成であります。

子育て部門の職員が教育委員会に移ってくることになりますが、教育長の権限をしっかりと守り、異動してきた職員は町長部局なのか教育委員会なのか立場の面で不安を与えないよう注意していただきたいと思います。なぜこのようなことを言うかということ、組織変更にあたっては、長が誰なのか明確でないと、仕事の効率が悪くなり、モラルの低下やサービスの低下も懸念されるからです。この機構改革の趣旨には賛成なので、実行に移った際に、教育長と協議することはもちろんですが、教育長へ適切な権限委譲を行っていただき、宙ぶらりんな組織とならないようにしなければならず、運用面でもしっかりサポートしていただく必要があると考えます。

スポーツ振興については、町全体の問題と捉えており、私たち教育委員も意見させていただくことでより活性化が期待できるかと思えます。

どちらかと言えば、今の利点はソフト面であり、ハード面では、住民サービスを落とさず、人件費等のコストを削減するという事だと思えますが、このような今回の機構改革の趣旨を明確にした方が良く思えます。組織改革を行うことで財政面にどのくらいのメリットがもたらされるのか、具体的な数値を提示すると良いと思えます。

企画室長) 1点目の町長と教育長の関係についてですが、委任事務ということで教育委員会へお願いして事務を一本化し、町民の方に分かりやすく、壁を取り払うために改正案を考えているところでもあります。

2点目のコスト計算や人員削減についてですが、今回の「大磯町課設置条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例」とは外れますが、機構改革を行う目的としては、石塚委員がおっしゃられたとおりで、少子高齢化を含めた経済情勢、職員の定数管理が県から厳しく指導されており、職員を削減する計画を立てて行っている側面もございます。また、町民の視点で仕事をすると同時に、様々な行政ニーズが求められているのが現状ですので、機構改革において組織をフラットにして取り組んでいきたいと考えております。同時に、住民の方からも分かりやすい行政を目指し、例えば、子育てに関するものを集約したり、スポーツ振興については、栄養士や保健士等の採用にも限りがありますので、人員を最大限に活かすため、町長部局に移し健康づくりと集約することで効果の向上を図るなどを行ってまいります。

澤委員)

資料4の1ページ目ですが、機構改革での変更点は、部が廃止され全て課になるということですね。大雑把な捉え方をすれば、企画室が政策課となり、他の課としては今までのものがそのまま残っているとみました。教育委員会関係では子育て支援の部分が教育委員会に入り、逆にスポーツ振興関係が町長部局へ移動し、その他の課については、それほど現状と変わらないという捉え方をいたしました。スポーツが移管されましたので、スポーツ健康課となるとのことですが、個人的な感想ですがスポーツが重視されているように感じますが、スポーツをしない方の広い意味での健康管理についてもこの課が担当すると捉えて良いのか。名称としてスポーツの分野ばかりが強調されないよう配慮していただきたいと思います。また、都市計画課に運動公園が入っているが、どうしてなのか。スポーツ健康課の武道館と同じ並びに位置付けされるべきものではないのでしょうか。

教育委員会関係では、子ども育成課のなかに義務教育と幼児教育が一本化されたが、文部科学省と厚生労働省の壁を取り払うもので良いと考えます。大磯のようなこじんまりとした自治体では、壁を取り払うことが可能であり、法規上一本化して取り組むことに問題がないのであれば、支援を受ける方たちにとってみれば大変望ましいと考えるので、当初の意欲を失わずに積極的に推進していただき、できれば自治体のなかで先行例となれるよう頑張りたいと思います。日本は、システムや財政上において就学前の子どもに対する教育が先進国のなかでも遅れていると言われているところですので、少しでも良い方向に進めていただければと思います。子育て支援担当の業務内容で「小児医療費」、「母子福祉」とありますが、スポーツ健康課の業務内容の「母子保健」などがあるのですが、これは重複しているように思われますが、どうなのでしょう。住民の方が混乱をしないようにしていただきたいと思います。

教育次長のポストがなくなると受け取って良いのかわかりませんが、そうだとすれば教育長の責務が大きくなるのかなと思いました。また、子ども育成課と生涯学習課の2課に大きく分けた点は、すっきりして良いと思います。これによって住民サービスの向上や両課のコミュニケーションも向上すれば良いと考えます。実施方法と責務については、実施に当たって十

分に確認する必要があると考えます。

委員長) 部長制が廃止され、課は町部局であれば副町長、教育委員会であれば教育長の直轄という形になり、そこに子育て支援関係が移管され裾野が広がることになると思うのですが、組織として円滑な運営が可能なのかという心配があります。また、澤委員のお話にあった母子保健について、出産までがスポーツ健康課の対象であり、出産後の子育ての部分については教育委員会で扱うと捉えて良いのでしょうか。

企画室長) 今回の機構改革による組織の変更点の質問についてですが、大磯町の行政機構改革につきましては、地域主権社会に対応したコンパクトでフラットな規模の組織を目指し、部制の廃止で三角形の頂点を少し下げました。担当制になりますので、部長がなくなった分決裁がスムーズとなります。しかし、課長の責務は大きくなると考えます。目玉としては、スポーツ振興体制、子育て支援体制、防災対策室、並びに重要施策を推進する体制づくりということですから、室の設置、観光関係、大磯港等のニーズに沿う形で機構改革を進めていきたいと考えます。総務課、財政課、税務課につきましては名称に変更がありませんが、それ以外のものについてはこのような趣旨のもと機構改革がなされております。

スポーツ健康課については、スポーツの部分にとらわれることなく、全体に配慮し進めていきたいと考えております。現在、スポーツは単独で様々なイベントを実施していますが、町民の方が病気になると医療費がかかり、近年財政を圧迫している部分もありますので、健康で医者にかからず元気に過ごしていくために、食事指導や病気指導に加え、運動の観点を含めて健康推進を図っていこうとするのが今回の目玉となっております。

運動公園についてですが、運動公園は都市計画決定を行って施設を造ったものであります。施設を造る際には、各種町の体育協会や指導員の方に意見をいただき造っていきます。現在は指定管理の下、町民が広く利用できるよう磨きをかけているところであります。都市計画課で維持管理の面を行い、スポーツ大会等の活用面ではスポーツ健康課で行ってきたいと考えております。

文部科学省、厚生労働省の壁を取り払うことはとても良いことであるのご意見をいただきましたが、当初の意欲を大切に、先進的な町となれるよう推進していきたいと思っております。政令指定都市では既にスタートしているようであります。人口3万人の本町で本件を推進することは、住民のニーズに応えることができると考えております。初心を忘れずに職員一同努めてまいりたいと考えております。

部長制廃止については、町部局では副町長、教育委員会においては教育長の負担が大きくなるとの懸念があるかと思っております。コンパクトでフラットな組織作りということで、民間でもよく行われている手法ではありますが、厳しい社会情勢のなかで、職員の定員数を削減しつつ、住民のニーズに適したサービスを提供するためには、住民と接する職員を増やし、管理職を薄くし現場主義でやっていこうという前提があります。部長の仕事が課長に移るので、課長の責務が大きくなります。この辺りについては机上の議論だけでなく、職員の意識改革が当然必要となってきます。町民の目

線にあった機構改革を推進していきたいと考えております。

機構改革担当主幹) 母子保健に関しては、妊婦から出産、出産後の検診等に関わってきます。この部分の業務は専門分野であり、主に保健師が行っております。子育ての部分の一本化ということで、そこに母子保健をとという声もございましたが、保健業務につきましては、健康づくりの面で大きなウェイトを占めております。4人の保健師の内1名を子育て支援に配置するという案も考えられますが、保健師は共同で勤務を行っていることから健康づくりに集約しております。子育て支援と母子保健の連携においてこの機構改革を行った結果、住民の方へデメリットのないように注意が必要であると考えております。

澤委員) 組織のフラット化ということですが、これは20年前の民間企業で流行った手法です。現在では完全に元に戻った訳ではないと思いますが、フラット化の問題点を反省し、修正が加えられ揺り戻しが起こっております。今回、フラット化された組織を運営するにあたって、円滑に進まない部分も出てくるかと思しますので、これらを念頭に置いて進めていただきたいと思います。

企画室長) 十分留意して進めていきたいと思っております。

原田委員) 国民健康保険事業が保険福祉課の所管となっております。健康保険は健康づくりの観点には不可欠であり、スポーツ健康課の業務内容と重なる部分もでてくるように思うのですが、このような配置で良いのでしょうか。

機構改革担当主幹) この配置は、現場サイドとのヒアリングを踏まえた結果です。保険との兼ね合いもございますので、保険福祉課と同じフロアで連携がとれるように配慮しております。

委員長) 他に何かありませんか。ひとつ事務局に確認したいのですが、協議事項第1号、「大磯町課設置条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例」制定に係る協議について、協議事項第2号、大磯町スポーツ振興審議会設置条例の一部改正に係る協議について、協議事項第3号、大磯町立武道館条例の一部改正に係る協議については、今後、どのように議題として扱われるのでしょうか。

教育次長) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条の13で「スポーツに関すること。」は、教育委員会の職務権限とされております。これを町長部局へ移すためには、第24条の2で定められていますように、新たに法律をつくらなければなりません。その際、2項にありますように教育委員会の意見を聴かなければならないことになっております。また、通常、条例改正を行う場合に教育委員会の意見をきかれることになる第29条にも関係します。よって19日の定例会において、この新条例については、別々の議案ですが一括審議とさせていただきます。課等の設置条例については、議会の方にはございませんので、第29条の関係をもって議案として審議を考えております。第24条の特例条例のなかにスポーツ振興審議会の設置条例の一部改正と町立武道館条例の一部改正の内容が附則で議案として明記されますので、一括で審議していただきます。組織に関する教育委員会の意見聴取につきましては、第24条の特例条例、町長に対す

る意見書と議会に対する意見書、それと課等の設置条例の3つの議案で
ご意見をいただきたいと考えております。

委員長) それでは各委員から意見をお聞きしましたが、教育委員会としては町から平成20年12月大磯町議会定例会への意見聴取が改めて求められることですので、本日は町の組織変更の考え方が示されたということで、その際は教育委員会の意見をまとめたいと思います。よろしくお願ひいたします。

報告事項第1号 大磯町指定有形文化財（滄浪閣）への指定に伴う諮問について

生涯学習課長) 生涯学習課の和田でございます。報告事項第2号、「町指定有形文化財の指定に伴う諮問について」でございますが、滄浪閣：旧伊藤博文邸につきましては、大磯町指定有形文化財の指定について、平成20年7月に事前相談が所有者より提出されたことから、指定手続きが行われた際に速やかな対応が行えますよう、文化財専門委員会への諮問について、第5回定例会でご了承をいただきました。本日は、所有者である川邊泰男氏より平成20年10月10日付けで、町指定有形文化財指定申請書並びに同意書の提出があり、これを受け平成20年11月4日付け磯教発第158号をもって「大磯町文化財専門委員会」への諮問を行いましたのでご報告するものです。

お手元の資料をお願いいたします。1枚おめくりいただきましたものが諮問書でございます。まず、物件名称でございますが、諮問の理由にありますとおり、明治期を代表する政治家、伊藤博文の本邸として滄浪閣が建てられ、震災後、李王家の別邸として建築されたものが、滄浪閣の名称を継承して現在に至っております。本町にとりましては、別荘地を代表する建物として貴重な遺構となっていることから、歴史的な沿革を踏まえ文化財名称としては、「滄浪閣：伊藤博文邸宅跡 旧李王家別邸」としております。次のページの図面は、撤去部分の平面図でレストランとしての利用に際し増築が確認された部分で、斜線の部分につきましては、今後の復元工事に併せ撤去が行われる予定となっております。最後のカラー図面につきましては、復元後の建物と建築時に利用されていた平面図を重ね合わせたもので、文化財指定にあたっては、建物の構造や利用目的に応じてわかりやすくするため、図面の上部になります南側の洋室棟、和室棟、東側の玄関・事務棟、中央部の調理・配膳棟、西側の侍女棟、別棟となりますホール棟の6つの棟に色分けております。こういった形で文化財の指定を求めてございます。

最後に、文化財専門委員会につきましては、教育委員会からの諮問を受け11月4日に開催され、指定についての協議が行われました。町指定有形文化財の指定につきましては、意見の取りまとめが行われ答申の提出がされておりますので、次会定例会に付議してまいりたいと考えております。以上、よろしくお願ひいたします。

(質疑応答)

原田委員) 答申はいつ頃を目処にお願いしているものなのでしょうか。

生涯学習課長) 答申につきましては、11月19日の定例会に出したいと考えておりまして、現在既に提出がされてきております。議案を付議する準備をしておりますので、19日には提出することができると思います。

澤委員) あくまでも復元したものを文化財指定するということでしょうか。

生涯学習課長) 現在の建物につきましてはレストランとして利用した際に増築がかなりされておりまして、当時の建物は内部に残り、外見は新しい建物というような状況でございます。今回の指定につきましては色の付いた図面のように既存の増築部分を撤去されたものを仮定して指定いたします。ですから指定につきましては、斜線部分が取れたものを指定いたしまして、指定を終了したのち復元計画を提出していただきます。それに基づいた工事を行っていただくことが前提となりますので、担当されます文化財専門委員や建築担当の先生のご意見を聞きながら、答申を受け、文化財としての指定がされた後、復元計画が作成され工事が行われることを見据えた上での指定になります。

石塚委員) ということは、最近までレストランとして使用していた部分は取り払って、旧李王家が住んでいた建物についてはそのまま残し、文化財指定するのですね。レストラン等の事業にはもう利用せず、南側に老人養護施設を建てるということですね。

生涯学習課長) 基本的にはただ今石塚委員がおっしゃったとおり、元の状況に戻すこととなります。しかし、現在の文化財指定につきましては、利活用を図ることが原則となります。元の状態に戻すというのは、昔の利用目的や名称に戻すということではなく、文化財としての価値は保存したまま、現状に合わせた形で利活用を図っていただくこととなります。例えば当時、応接室として利用されていたものが、今回の指定で応接室の状況を残し文化財として指定されます。ただ利用目的としては、違った目的があてがわれると思います。邸園文化圏構想に基づき将来的に吉田邸が整備された際には、大磯駅と吉田邸の中間に位置し、中核的な位置付けがされると考えられますので、利用できる範囲内では活用をお願いしております。現状としては保存がされ復元計画が立てられますが、できれば今までどおり利活用がされ、町民の方も有効に利用できるように、今後検討がされると思います。今までのようなレストランは難しいかもしれませんが、観光の拠点、文化財として有効な利活用という意味のなかで利用ができる形を事業者の方とも調整させていただきたいと思います。

石塚委員) 建物の一室を使用し、軽食や喫茶店として観光客に利用していただくことも可能であるということですか。

生涯学習課長) 利用につきましては、事業計画のなかでの付帯設備として常時利活用されることになるかと思えます。また、特別の状況があれば開放という形にもなるかと思えます。レストランに使用されていたスペースは展示スペース、会議スペースとして利用できないか検討しておりますので、計画上の問題も色々ありますが、可能な範囲内で利活用を考えていただきたいと思います。

委員長) 吉田邸へ行く間にはトイレがとても少ないですが、トイレ休憩の場所と

して利用することも可能なのでしょうか。

生涯学習課長) 吉田邸につきましては、平成 23 年から 24 年にかけて整備がされていくと考えられております。本件が文化財指定されれば、吉田邸整備完成よりも事前にオープンすることになると思います。町所有の施設ではなく、民間施設となりますので、トイレ利用ということだと難しいと思いますが、中間の拠点施設としての位置づけは十分に可能だと思います。駅から歩かれる方も多く予想されますので、中間施設として利活用を多くとれば良いと思います。

澤委員) 滄浪閣というのは以前、伊藤博文が別邸として住んでいた建物に名付けられた名称であり、次の所有者になった李王家の方も同じ名称を使われて、有形文化財として指定されれば今後も滄浪閣という名称が使われるのですね。建物について、伊藤博文が住んでいた頃のものが一部残っているという話をよく聞きますが、それは誤りであり、伊藤博文が使用していた部分は残っておらず、滄浪閣という名称だけが残っているということ、誤解を生まないよう観光客に対して配慮しなければいけないのではないのでしょうか。ここで有形文化財になった場合、あくまで復元で、復元も李王家時代の建物であるという情報の共通認識を共有し誤解を生まないようにしていただきたいと思います。今回の諮問と答申を扱う場合にも間違いが起きないように、教育委員会の責任として配慮していただければと思います。

生涯学習課長) 李王家別邸が現存する建物になります。しかし、町民の方は滄浪閣という名称で親しみをもって接してきましたし、文化財専門委員会のなかでもどういった名称を付けるかという部分で苦慮しておりました。滄浪閣という名称を取ってしまうと大磯町としてのネームバリューがなくなってしまいます。また、伊藤博文邸ということであれば全国的なネームバリューがありますが、旧李王家別邸となりますと知っている方がかなり少なくなってしまいます。このようなことから「滄浪閣(伊藤博文邸宅跡 旧李王家別邸)」という名称であれば間違いがなく、ネームバリューもありますので、指定名称として進めていただいているところです。指定の内容を見ると沿革がわかるような形で整備していただいておりますので、使い方は難しい部分があるとは思いますが、時代考証には問題がないように指定していきたいと考えております。

石塚委員) 重要文化財となると町がある面では主導する形で指定をお願いする形になるかと思えます。しかし、あくまでも個人所有のものですよね。そうすると、これから修復するものについてもかなりの金額がかかるのではないかと思います。そのなかで町の負担は一切なく、所有者の方が全額負担するという形なののでしょうか。それとも町としても補助金等を用意しなければいけないのでしょうか。

生涯学習課長) 基本的には条例等で補助を行うことは可能と思われま。ただ今の段階で指定に際しまして、事業者の方とは今回の復元計画については事業者負担ということと、利活用の方向性を示していただくこととなっておりますので、町の負担が生じないように進めていきたいと考えております。今後、修繕を行う場合には、一般住民に開放される部分もあるかもしれませ

るので、どのような区分とするか検討が必要ですが、基本的には本体の事業計画に合わせ付属施設として利活用するために整備していただきたいと考えておりますので、そういった責任のなかで日常修繕等も行っていただきたいと考えております。いずれにしても復元計画が定められ実施されるまでの間にこのような部分の調整を行い、大きな施設でありますので経費負担がなるべくかからないように施設維持できるよう事業者と協議していきたいと考えております。

石塚委員) 指定を受けたばかりに個人所有者の金銭的負担がかかってしまうケースをよく聞きますので、大規模な文化財となるようですので問題が起きないように配慮をお願いしたいと思います。

生涯学習課長) 今回の指定につきましては事業主の方で開発事業計画に基づき、建物の安全性を確保しつつ日常的な活用を図るため、文化財としての価値を高めていきたいということで、町の文化財指定を求めてきたことから始まっておりますので、事業主の事業計画に沿う形で町の文化財指定をする方向性となります。

石塚委員) 保存していただけるというのはありがたい話です。よろしく願いいたします。

報告事項第2号 東町球技場の存続を求める陳情書について

書記より陳情書が朗読された。

委員長) ただいま、事務局より報告がありました「東町球技場の存続を求める陳情書」についてでございますが、大磯町立東町球技場の今後のあり方について、教育委員会としましては、平成18年9月29日付で社会教育委員会に諮問し、同年12月28日に付けで答申をいただきました。答申内容としては、球技場として町民全体が利用するスポーツ施設としては、環境面、機能面等で様々な課題があり、今後、利用推進が見込まれず、利用状況についても公平なサービスが図られていないということからスポーツ施設として廃止すべきであるとの意見をいただきました。この答申を踏まえ、平成19年1月教育委員会定例会において協議したところ、社会教育委員会と同様の結論にいたっております。したがって、現在利用されております方々のお気持ちは十分理解いたしますが、教育委員会として方向性がでておりますので、今回の陳情書につきましては、報告に留めさせていただきます。

(質疑応答)

原田委員) 委員長がおっしゃったとおり、平成19年1月の定例会で決定がされており、決定から1年10ヶ月を経過したところで、今回なぜこのような陳情が提出されたのでしょうか。

石塚委員) そのまま継続利用されている方がいらっしゃるからではないでしょうか。

原田委員) 教育委員会で廃止の決定をしたところで、球技場の入り口に廃止の看板を立てておけば、今回陳情が提出されることもなかったと思うのですが。

石塚委員) つい最近も生沢プールの件で東町球技場の話がでましたよね。東町球技場は教育委員会の所管でありましたが、平成19年度に何度か議論をし、社会教育委員会議の答申もいただいた訳ですが、その結果、町の一般財産に移ったと我々は受け取りました。その後、跡地利用が考えにくく、そのままの形で残っており、近場の人々はどうぞ使ってくださいという姿勢をとってきたことで今回陳情提出される結果となったのだと思います。陳情が提出されるのは良いのですが、あて先が違うのではないのでしょうか。教育長名となっておりますが別のところになるのではないのでしょうか。教育長宛に届いたのですから、梨の礫という訳にもいきませんし、教育委員会の所管ではないのでわかりませんという回答ではあまりにも失礼だと思いますので、町と調整して回答しなければならないのではないのでしょうか。また、12月議会に提案されるというのはよく理解できません。

教育次長) 東町球技場につきましては、先程委員長より報告ありましたとおり、だいぶ前から利用状況等の関係で東町球技場のあり方については検討されてきました。教育委員会としてはスポーツ施設として活用するのは無理であると平成19年1月に協議されております。そして事務局と町で協議し、平成19年の6月に条例を廃止するために、平成19年3月の定例会で諮った次第でございます。平成19年4月に福祉文教常任委員会で東町球技場について廃止をしたいとご説明したところ、廃止と跡地利用のご質問が出されまして、廃止した場合、行政財産から普通財産になるが普通財産となったところでどうするのか、というご質問が多く出されました。その時点では町の方で方向性が決められていませんでしたので、この段階で決定するのはどうかということになり、平成19年6月に廃止条例を提案することを町側は見送りました。よって現状としては、教育委員会の財産として予算を取り維持管理しているところです。そして平成20年11月4日に公共施設の使用料の関係を検討した際、東町球技場についても検討されました。東町球技場については今後どうするのかということで、球技場は廃止したいとの意思決定がございました。そこで11月6日に福祉文教常任委員会協議会で副町長から東町球技場廃止の報告を行い、私が補足説明を行っております。それが陳情書における「12月の議会に球技場の廃止の件が提案されると聞き及び」という文章であると思います。この陳情については、既に教育委員会としては意思決定がされているので報告の形をとらせていただきましたが、12月の議会に球技場廃止を付議するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第29条に基づき、平成19年3月に一度教育委員会には諮っているのですが、19日の定例会において再度諮らせていただきたいと考えております。

原田委員) 平成19年3月に一度、教育委員会に諮られ、今回また再度諮られると説明がございましたが、3月の段階では協議だったのでしょうか、付議だったのでしょうか。

教育次長) 平成19年1月に協議が行われ方向性がまとまりました。平成19年3月の付議については、町が6月大磯町議会定例会に球技場廃止の条例を出し

たいのですがよろしいでしょうかということを確認するためのものでした。実際は6月定例会において提案されませんでしたので、今回再度町から教育委員会へ諮られることとなりました。

澤委員) 確認なのですが、我々としてはこの条例を廃止し、町に財産をお戻しするという決定を既に行っているのではないかという認識ですが、6月の町議会に提案することを前提に付議したのだから、今回の12月の町議会に提案するためには再度付議する必要があるということですね。

教育次長) 教育委員会の意思決定は平成19年3月に既に行われておりますが、事務手続き上、議案として再度提案したいということですのでよろしくお願いいたします。

石塚委員) しつこいようですが、私は以前に東町球技場はどうなっているのですかと念を押したことがあります。その時の回答では普通財産に移っているから教育委員会としては関係ないのだとおっしゃったと思うのですが。

教育次長) 大磯町議会定例会には提案できなかった時点で教育委員会へは報告していると思います。そして1年前の予算説明の際に東町球技場については現在このような状況ですので、予算は教育委員会の方でもっておりますと説明させていただきました。生沢プールについては速やかに6月に廃止され、1ヵ月程で行政財産から普通財産へと移行されましたが、東町球技場は町側の検討期間が長くなりまして現在の状況となっております。

石塚委員) この陳情書をみた時に私は提出場所が間違っているのではないかと思ったのですが、私の認識が間違っており東町球技場はまだ教育委員会の所管であるのならば、それなりに回答をしないとイケないのだと思います。

教育次長) 意思決定は済んでいますので、陳情についてはこのようなものが提出されましたという報告をさせていただきました。19日に行う付議については、あくまで事務手続き上、再度意見を聴くということですのでよろしくお願いしたいと思います。

その他

委員長) 最後にその他ですが、事務局から何かございますか。

教育次長) 本日は臨時会ということでしたが、平成20年11月19日(水)に9時から本庁舎4階第1会議室にて教育委員会第8回定例会が開催されますのでよろしくお願いいたします。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 20 年 12 月 17 日

委 員 長 _____

委員長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____